

論文概要書

論文題目

「シュバルツ簿記書（1518年本）の研究」

申請者

岡下 敏



1 論文の対象

本論文は、1518年12月に、当時南ドイツの中心的な商業都市であったアウグスブルクのフッガー家（die Fugger）で帳簿係を勤めていた、マトホイス・シュバルツ（Matthäus Schwarz, 1497-1574）という名の人物が手書きした、一冊の簿記書を取り上げたものである。これまでドイツ最古の簿記書と考えられていたのは、グランマチウス（Henricus Grammateus）がエアフルトで1518年に執筆し、1521年にニュールンベルクで出版したAyn New Kunstlich Buechという数学書中の Buchhalta durch Zornal Kaps vnd Schuldbuch auff alle Kauffmanschaftという部分である。われわれが取り上げたシュバルツの簿記書（以下ではシュバルツ簿記書という）は、それと同時期のしたがってドイツ最初期の簿記書の一つである。簿記書執筆ときにシュバルツは、グランマチウスの簿記書の存在を知らなかったものと考えられる。

当時は簿記が各商家の秘伝として伝えられていた時代で、簿記の先進国であったイタリアはもちろん、その他の国においてさえ種々の簿記法が存在していたと考えられる。シュバルツが記述したのは、それら数多く存在していたと考えられる簿記法のうちの二つであるが、本論文ではその簿記書を、可能な限り詳細に検討したつもりである。

なおシュバルツ簿記書の原本は、すでに失われたものと考えられている。幸い1912年に、エルビング市立図書館（Stadtbibliothek Elbing）、ウィーン宮廷図書館（Hofbibliothek Wien）及びダンチツ市立図書館（Stadtbibliothek Danzig）に各一冊ずつの写本の存在することがペンドルフ（Balduin Penndorf）によって確認され、それらのうちの二冊すなわち当時エルビングの市立図書館に所蔵されていた写本をもとに1931年に経済史家ヴァイトナー（Alfred Weitnauer）が翻刻版を作成している。われわれの研究は、その翻刻版によったものである。

シュバルツが1518年に手書きしたのは、支店を記帳主体とするいわゆる支店簿記であるが、かれは1550年にも一冊、本店を記帳主体とした簿記書を手書きしている。しかし本論文では、その1550年に手書きした簿記書は取り上げていない。

2 研究の動機

シュバルツ簿記書という一冊の簿記書だけを取り上げたのには、二つの理由がある。一つは、それがドイツ最初期のものと考えられるためである。他の一つは、簿記通史の完成には、それに関する一つ一つの資料を十分に解明することが不可欠であろうと考えるからである。

周知のごとく、世界最古の簿記書と考えられているのは、1494年にパチオリ (Luca Pacioli) がヴェニスで出版した「スムマ」 (Summa) である。この書を契機として、ヨーロッパ各地に簿記が普及し、簿記書が現地語で書かれはじめた。それら当時書かれた簿記書の多くは、これまでに多くの研究者が取り上げ、完全とはいえないまでも可成りの程度まで解明されている。

しかしこのヨーロッパ各地への簿記の普及ならびにそれに関する研究の面で、取り残された国があった。それがドイツである。ドイツで16世紀初頭に書かれた簿記書は少なく、前記のグランマチウスのほかはゴットリーブ (Johann Gottlieb) の書物 *Ein Teutsch verstandig Buchhalten fur Herren oder Gesellschafter* (1531) をあげうるにすぎない。しかもそれらさえ未だ他の諸国で書かれた簿記書ほどには、研究されてはいない。いわばドイツにおける16世紀初頭の簿記書の研究は、これまでさほど注目されることなく、簿記史上の大きな空白として残されたままとなっていたのである。この時期のこの国の最初期の簿記書の翻刻版を偶然手にしたことが、本論文での研究をはじめたきっかけであった。歴史研究は、その初めの時期から明らかにして行かねばならないであろう。

これまでの簿記史の研究は、リトルトン (A. C. Littleton) およびペンドルフに代表されるといえよう。それらこれまでの簿記史研究は、通史の完成に熱心であった点に特徴があったように思われる。もちろんいかなる領域の歴史研究であっても、通史を完成することこそがその最終目標であるということに、異論を持つわけではない。通史を完成することこそが、簿記史に限らずすべての歴史研究の目的である。しかし簿記史に限ってみると、通史の完成にあまりにも性急であったと、われわれは考えるのである。通史を完成するには、まずそれに関係する一つ一つの資料が十分に解明されていなければならないであろう。個々の資料が十分に解明されていない段階では、通史の完成は不可能である。

簿記史研究の現状を見るとき、将来の研究者によっていつの日か通史が完成されることを期待して、その捨て石となる者が数多く輩出することが必要のように思う。シュバルツ簿記書という一つの資料すなわち簿記史上の一つの点に限定して研究を行ってきたのは、このような考えと期待からである。

3 論文の構成

本論文で取り上げたシュバルツが1518年に執筆した簿記書部分は、エルビング市立図書館所蔵の写本では123頁で翻刻版では81頁に納められているが、その内容は大きく二つに分けることができる。一つは、翻刻版でははじめの13頁に納められている説明文の部分である。この部分は、もちろん文章で書かれている。翻刻版のこの部分には、エルビング市立図書館所蔵の写本にはなく、他の写本だけに書かれている説明文も含まれている。他の一つは、それにつづく翻刻版で68頁にわたって印刷されている記帳例示である。記帳例示は、記帳法または目的を異にする三つからなっているが、われわれはそれらをはじめから第一例

示、第二例示および第三例示と呼んでいる。

本論文では、簿記書の内容を見る前に、シュバルツ簿記書の歴史上での位置付けを行い、かれが簿記書を執筆するに至った事情を明らかにした。フッガー家の系譜と当時の時代背景ならびにシュバルツ自身の人物像にふれたのが、それである。その後は簿記書に書かれている順に、はじめから検討した。

本論文の構成は、次のとおりである。

- 序章
 - 1 南ドイツ商人の登場
 - 2 フッガー家
 - 3 ヤコブ・フッガー
 - 4 フッガー家の支店網
 - 5 シュバルツ・・・簿記書執筆前
 - 6 シュバルツ・・・簿記書執筆後
 - 7 原本・写本・翻刻版
 - 8 エルビング写本と翻刻版の違い
 - 9 エルビング写本の構成
 - 10 過去におけるシュバルツ簿記書の研究
- 第1章 説明文
 - 1 説明文の構成
 - 2 説明文の内容
 - 3 説明文のまとめ
- 第2章 第一例示の仕訳帳
 - 1 第一例示の帳簿組織
 - 2 記帳順と取引内容
 - 3 仕訳原則
 - 4 取引10要素の結合関係
- 第3章 仕訳の書き方
 - 1 仕訳の問題点
 - 2 仕訳の記載事項
 - 3 日付のつけ方
 - 4 借方勘定科目を示す部分
 - 5 貸方勘定科目を示す部分
 - 6 小書き（Ⅰ）
 - 7 小書き（Ⅱ）
 - 8 第一例示における仕訳の発展段階
 - 9 仕訳形式化の過程
- 第4章 第一例示の仕訳の特徴
 - 1 商品取引の処理
 - 2 商品勘定の役割

- 3 仕訳のタイミング
- 4 仕訳の勘定科目数
- 第5章 債務帳の形式と転記
 - 1 資料上の制約
 - 2 勘定口座の開設順
 - 3 勘定口座の形式と記載事項
 - 4 期中における新勘定口座開設
 - 5 転記のタイミング
 - 6 期末日前の勘定口座締切り
- 第6章 帳簿の締切り
 - 1 仕訳帳の締切り
 - 2 期中処理の検算方法
 - 3 勘定口座締切りの形式
 - 4 勘定口座の締切手続（Ⅰ）
 - 5 勘定口座の締切手続（Ⅱ）
 - 6 現金勘定およびヤコブ・フッガー氏勘定の締切り
 - 7 期末締切法の吟味
- 第7章 計算書
 - 1 計算書の作成
 - 2 計算書の体裁
 - 3 締切手続
 - 4 記載金額
 - 5 地名等を書く理由・・・借方
 - 6 地名等を書く理由・・・貸方
 - 7 計算書と仕訳帳
 - 8 計算書末尾の記入額（Ⅰ）
 - 9 計算書末尾の記入額（Ⅱ）
 - 10 第一例示の検算方法
- 第8章 第二例示の仕訳帳
 - 1 第一例示との関係
 - 2 第一例示の他支店勘定期末残高
 - 3 第一例示との非連続性
 - 4 貸借の区別
 - 5 仕訳原則
 - 6 取引内容
- 第9章 仕訳の問題点
 - 1 取引の区分と仕訳
 - 2 仕訳の記載事項
 - 3 債務帳へ転記する場合
 - 4 Capusへ転記する場合

- 5 貸借を区別する語の順
- 6 二取引を一パラグラフで処理した場合
- 7 一連の取引の仕訳
- 8 独立した取引の仕訳日
- 第10章 商品取引の処理
 - 1 商品勘定と金額
 - 2 銅受入れの処理
 - 3 金額を記入しない理由 (I)
 - 4 金額を記入しない理由 (II)
 - 5 金額を記入しない理由 (III)
 - 6 10月24日の仕訳
 - 7 fur einnemen と fur ausgeben の混乱
- 第11章 第二例示の勘定口座
 - 1 債務帳とCapus
 - 2 勘定口座の記載事項 (債務帳)
 - 3 転記のタイミング
 - 4 Capusの勘定口座開設順
 - 5 勘定口座の記載事項 (Capus)
 - 6 取引内容の表示
- 第12章 勘定口座の締切り
 - 1 締切直前の勘定口座
 - 2 現金およびローマ支店勘定の残高振替
 - 3 債務帳の各勘定口座の締切り
 - 4 Capusの各勘定口座の締切り
 - 5 二つの集計表
 - 6 検算表としての集計表
 - 7 検算方法の吟味
 - 8 集計表の目的
- 第13章 第三例示・・・主要簿のNo. 1
 - 1 主要簿の構成
 - 2 説明文と勘定科目一覧表
 - 3 ヴェニス支店勘定
 - 4 ヴェニス支店勘定と他の諸勘定の関係
 - 5 他の諸勘定の記載内容 (I)
 - 6 他の諸勘定の記載内容 (II)
 - 7 一貫した処理のなされていない場合
 - 8 アウグスブルク勘定借方
 - 9 ヤコブ・フッガー氏勘定借方・・・1の場合
 - 10 ヤコブ・フッガー氏勘定借方・・・2の場合
 - 11 ボッツェン等各支店勘定借方

- 1 2 ヤコブ・フッガー氏勘定貸方・・・一貫した処理の場合
- 1 3 ヤコブ・フッガー氏勘定貸方・・・2の場合
- 1 4 ローマ支店勘定貸方
- 1 5 ボツツェン支店、ハル支店各勘定貸方
- 1 6 仕訳帳と主要簿の関係
- 1 7 計算書での 印の意味
- 1 8 ヴェニス支店勘定の役割
- 第 1 4 章 第三例示・・・主要簿の No. 2
 - 1 No. 1 との関係
 - 2 他の諸勘定の借方 (I)
 - 3 他の諸勘定の借方 (II)
 - 4 他の諸勘定の貸方 (I)
 - 5 主要簿の目的
- 第 1 5 章 主要簿の要約
 - 1 総括表
 - 2 主要簿から求めうる金額 (I)
 - 3 主要簿から求めうる金額 (II)
 - 4 主要簿から求めえない金額
 - 5 総括表に記載されていない金額 (I)
 - 6 総括表に記載されていない金額 (II)
 - 7 総括表の目的
 - 8 総括表での計算の誤り

おわりに
参考文献

4 論文の概要

(1) 序章

この章では、フッガー家の系譜とその最盛期であった16世紀初頭の時代背景およびシュバルツ自身の人物像をみた。

フッガー家の系譜は、14世紀中葉にアウグスブルクの南方にあるグラーベン村で織物業を営んでいたハンス・フッガーまで遡ることができる。かれには三人の息子があった。長男は父親と同じくハンスと名付けられていたが、そのハンスが1367年にアウグスブルクへ移住した。これが、アウグスブルクにおけるフッガー家のはじまりであった。このハンスには六人の息子があったが、かれら息子の時代すなわち15世紀後半に、フッガー家は二家に分かれた。「鹿紋のフッガー家」(die Fugger von Reh)と「百合紋のフッガー家」(die Fugger von Lilie)の誕生である。両家のうち、歴史上稀にみるほどの繁栄をとげたのは、ハンスの六男ヤコブにはじまった「百合紋のフッガー家」であった。同家の16世

紀前半期の当主は父親と同名の七男ヤコブ (Jacob Fugger, 1459-1525) ついでその甥のアントン (Anton Fugger, 1493-1560) であったが、この二人の当主の時代がフッガー家の最盛期であった。簿記書を手書きしたシュバルツは、この二人の当主に40年以上 (1516-1560) にわたって帳簿係として仕えたのである。

シュバルツがフッガー家に仕えた時期は、丁度マルチン・ルターが宗教改革のろしをあげ、またハプスブルグ家とヴァロア家が皇帝の座をめぐる争った時期である。また広くヨーロッパ全体をみると、ヴェニスに陰りがみえはじめ、経済の中心がスペインおよびポルトガルへ移行しつつあった時期でもある。当時フッガー家は、ヨーロッパ全土に六つの大支店 (Gross Faktorei) と16の支店 (Faktorei)、さらに50あまりの連絡員事務所または代理店等を有して、専ら鉱山業と金融業を営んでいた。

シュバルツは1497年2月20日に、アウグスブルクのワイン商の家に30人兄弟の10男として生まれた。祖父ウルリッヒがアウグスブルクの市長を勤めたほどの人物であったことから考えると、フッガー家ほどではないにしても、シュバルツ家も名の知れた家柄であったのであろう。

かれは13歳から家業を手伝いはじめ、17歳になると、当時ひとかどのドイツ商人の息子だれもがそうしたように、イタリアへ遊学のために旅立った。まず訪れたのはミラノであったが、かれが簿記という記帳法の存在を知ったのは、その地においてであった。かれはそれを習得しようとしたが、ミラノでは良い教師を見出せず、教師を求めて各地を転々とした結果、結局ヴェニスへたどり着いた。その地でかれは、四ヶ月ほどマリアフィオール (Antonio Mariafior) という人物について簿記を学んだのである。

2年間にわたる遊学を終えてアウグスブルクに帰ったのは1516年9月であったが、帰国した直後の10月1日に、かれはフッガー家の採用試験を受け帳簿係として雇われることとなった。この時シュバルツは簿記を十分に知っていると思われていたようであるが、かれがヴェニスで学んだ簿記はフッガー家の簿記と違っていたのであろう、フッガー家の簿記に戸惑いをおぼえ、あらためて簿記の勉強を行った。その期間は2年ほどであったが、その成果を後につづく若者のためおよび年老いた時の自分自身の思い出とするために書いたのが、本論文で取り上げた1518年執筆の部分である。

シュバルツが手書きした簿記書は、結局印刷されなかった。それは、勉強のためにかれが主として用いた教材が、当時のヴェニス支店の支配人スベングラーが作成して本店に送ってきた1516年度の計算書であり、執筆した本の記帳例示にもそれを可成り活用していたため、出版するとフッガー家の内情が外部にもれるおそれがあったためであろう。ただ写本が当時フッガー家の拠点のあった土地の近くで見つかっていることから、同家の内部では、従業員教育の教材としておおいに用いられたものと思われる。

シュバルツは、1538年に結婚して3人の子供をもうけた。1547年の冬に脳溢血で倒れるということもあったが、フッガー家内部では従業員としての最高の地位にまで登りつめた。1560年に当主アントンがこの世を去ったのを期

にフッガー家を退き、そして1574年に77歳でアウグスブルクで没したといわれている。ただ、その正確な月日は知られていない。

(2) 第1章

この章では、はじめに書かれている説明文を取り上げた。

説明文は八つの節に分かれているが、重複が多く、決して整理された書き方で書かれているとは言えない。内容は、簿記の基礎事項について述べた部分と、シュバルツ自身の自伝の部分に分けることができるが、基礎事項について述べた部分は全くの初学者を対象とする書き方で書かれている。したがって簿記を一応理解している者にとっては、さほど参考となるものはない。ただ「簿記とは何か」において、簿記が古代ローマ時代にユダヤ人によって考案されたものと述べている点は、興味深い。

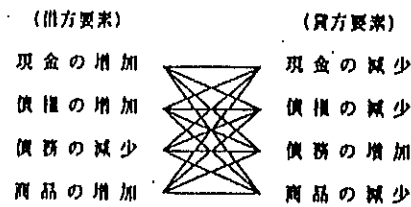
なおシュバルツは、簿記では主要簿としての仕訳帳、債務帳および Capus のほかに、種々の帳簿が用いられることを幾度も述べている。そして費用帳 (Vn-kostbuechlin) 等いくつかの帳簿名をあげているが、後の記帳例示ではそれらの帳簿を一つも具体的には示していない。また「仕訳帳についての若干の説明」においては、仕訳の左余白に転記した勘定口座の丁数を分数形式で示すと書いているが、1518年執筆部分では、そのような丁数の表示は全くなされていない。

(3) 第2章—第7章

これらの章では、第一例示を検討した。第一例示の記帳主体はフッガー家のヴェニス支店で、1516年1月1日にはじまり同年9月30日におわる9ヵ月の間になされた107の取引が、20の勘定科目をもって処理されている。記帳に用いられている主要簿は、仕訳帳と債務帳の二つである。用いられている金額単位は、第二例示および第三例示をも含むすべてにおいて当時のヴェニスでのそれ、すなわち Dukaten (略して duc.)、Groschen (略して g.)、Pizolli (略して p.) である。1 duc. = 24 g.、1 g. = 32 p. である。

第2章では、第一例示の仕訳原則の抽出を行った。そのさいわれわれは、仕訳で用いられている20の勘定科目を大きく現金、商品、第三者、ヤコブ・フッガー氏およびフッガー家他支店の五群に分け、仕訳でそれらが貸借に来る25の場合それぞれについて、一つ一つ小書きを吟味して取引の内容を把握し、勘定科目群ごとに借方および貸方に記入する場合を確定するという方法を用いた。第一例示においても、仕訳帳になされた仕訳は、債務帳の各勘定口座に転記されている。したがって現在の仕訳原則を知るわれわれとしては、仕訳の貸借の勘定科目と勘定口座への転記関係を見比べることによって、仕訳原則を抽出することもできたかも知れない。しかしそのような方法を、われわれは用いなかった。予断にもとづく方法は、最初期の簿記書を検討する場合は適当でないと判断したためである。

われわれが抽出した第一例示での仕訳原則は、次の通りである。



シュバルツは現金および商品までも債権・債務としてとらえているため、これらはさらに次のように要約しうることになる。



第一例示では、すべての取引を債権・債務の増減としてとらえているのである。すなわち第一例示は、ヴェニス支店の立場からみた本店に対する債権・債務の関係を記帳せんとしているのである。

第3章では、仕訳の書き方を検討した。第一例示の仕訳帳では、1枚の紙の表裏に同じ丁数が付されている。そこへの仕訳の書き方は、現在のようには形式化されてはいない。一つの取引が一つのパラグラフをもって書かれているが、その内容は仕訳の主要部分（貸借の勘定科目と金額を示す部分）、小書き、末尾に再度示す金額の大きく三つに分かれている。

主要部分は、文法に従った完全な文章から末尾に来るべき本動詞（geben 与える）を省略したかたちで書かれている。借方を示す文章と貸方を示す文章は分かれているが、ドイツ語が左から書かれることから帳簿が左開きであるためであろう、借方を示す文章から書かれているのが普通である。

借方を示す文章は Vns soll (・・はわれわれに・・を・・しなければならない) ではじまり、ついで文法上の主語として勘定科目、もう一つの目的語として金額が書かれている。貸方を示す文章は Die sollen wir (われわれは・・にそれをしなければならない) ではじまり、ついで文法上のもう一つの目的語として勘定科目が書かれている。この部分に金額を具体的には書かないのが、仕訳の書き方としての特徴である。文頭の Die が、借方を示す文章中に書かれている金額を指示しているわけである。その後に文章をもって小書きが書かれ、つづけて金額が書かれている。末尾の金額を、合計しやすいように離して書いていないのが、ここでの特徴である。このように仕訳で金額を合計しやすい形で書いていないこと、また貸借別の合計を求めても意味がないことが、後で行っている検算の仕方と重要な関係があるように思われる。

ここでの Vns soll および sollen wir は、「借方」および「貸方」と解して差し支えはない。しかし助動詞 sollen がドイツ語文法の決まり通り常に前から二番目の位置に書かれていることから、未だ文法が強く意識されているのは明らかである。一カ所ではあるが、仕訳の主要部分が貸方を示す文章から書かれてい

る箇所がある。このことからわれわれは、シュバルツ簿記書での仕訳の書き方は、現在のような形式化された仕訳の書き方にすぐにでも移行できる段階には、未だ達していなかったものと考えた。主要部分が貸借二つの部分に分かれており、すでにそれらと小書きは分離している。したがって形式化に向かって一步を踏み出した段階のものではあるが、形式化された仕訳の書き方へ進むには、さらに貸借を示す文章の書き順が固定しなければならなかったであろう。

第4章では、第一例示の仕訳に見られるいくつかの興味ある点を吟味した。

まず注目したのは商品勘定である。商品の増加は借方にその減少は貸方に記入するわけであるが、そのさいの借方記入額は取得価額で貸方記入額は売価である。取得時に要した付随費用は直接ヤコブ・フッガー氏勘定に借記されていることもあるが、ときに商品勘定の借方に記入されていることもある。したがって商品増減の記帳には、表面上は現在総記法といわれているのと同じ方法が用いられているわけであるが、その意図には明らかな違いがある。ここでは商品販売損益の計算は意図されていない。期中には商品の有高を把握するために、最終的には本店に対する債権・債務の関係を明らかにするために、商品勘定は用いられているのである。

第一例示では、他から取得してそれを他へ発送した場合、または何回かに分けて同一の相手から商品を取得した場合には、それら一連の取引が終了した後すなわち他へ発送した後および全部の商品を取得し終わった後に、まとめて結果だけを示す処理がなされている。例えば、パガチーニ氏から掛で購入したダイヤモンドを本店へ送った場合は、本店に対する債権の発生（借方）とパガチーニ氏に対する債務の発生（貸方）を記帳している。これも記帳の目的が、最終的には、本店との債権・債務の関係を明らかにすることにあつたためなのである。

また仕訳では、貸借の勘定科目が意識して一つずつになるように処理されている。これは、仕訳の主要部分を貸借別に分けているとはいえ不完全な文章で書き、しかも貸方を示す文章の文頭を Die として借方を示す文章中の金額を指示しているため、勘定科目が複数である場合は金額の決定が正しく行いえなかったためであろう。

第5章では、債務帳すなわち現在でいう総勘定元帳について検討した。

債務帳の各勘定口座は、同一見開きの左頁に借方、右頁に貸方というかたちで設けられ、貸借に同じ丁数が付されている。勘定科目は貸借それぞれに書かれているが、借方の場合は Soll vns が、貸方の場合には sollen wir が付されている。一つの見開きには、少なくとも二つの勘定口座が開設されている。勘定口座は、仕訳でその勘定科目が最初に用いられた順に、また貸借の勘定科目ともに最初に用いられたときは借方から設けられている。ただ勘定口座の貸借の一方を開設するさいに、その時には必要ではない他方をも同時に開設したのか否かは判断できない。

商品勘定すなわち銅、銀、絹布の各勘定を除く諸勘定では、転記は、貸借とも左から転記日、転記された仕訳での相手方の勘定科目、摘要、仕訳がなされている仕訳帳の丁数、同一仕訳の相手方が転記されている勘定口座の丁数そして金額

の順に書かれている。商品勘定の場合、他の諸勘定と同じ事項が同じ順に書かれているが、それらに加えて転記日の前に、商品の重量と個数が書かれている。したがってここでの商品勘定は、現在でいう商品有高帳の役割の一部をもはたしていたことになる。

期中に、勘定口座が書ききれなくなつて新勘定口座を開設する必要が生じたときは、書ききれなくなつたそれまで記帳してきた勘定口座は最後の記入日に締め切り、新勘定口座は次に当該勘定口座に転記することとなるまでの間に開設している。

第6章では、帳簿の締切を検討した。ただ仕訳帳においては、期中取引の仕訳につづいて勘定口座を締切するための仕訳がなされているとはいえ、仕訳帳自体を締切するための何の記入もなされてはいない。

債務帳の各勘定口座の締切りは、まず現金勘定およびヤコブ・フッガー氏勘定を除く諸勘定の期末残高を、仕訳を行つてヤコブ・フッガー氏勘定に振り替えることから始まっている。その結果として、それら諸勘定の貸借記入額は一致するわけであるが、合計額は最下の記入額の下に合計線を引いてその下に記入している。ただしその下に締切線は引かれていない。貸借双方の合計額が左右並列の位置に書かれているとは限らないのが、ここでの特徴である。第二例示および第三例示においても、勘定口座の締切りはこのようなかたちをもつてなされている。

この段階で、複式処理としては当然であるが、現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定の残高は貸借逆で同額 (duc. 2412. g. 11. p. 8.) になっている。これら二つの勘定口座の残高は、現金勘定口座に関しては貸借ともが現金勘定となる仕訳を、ヤコブ・フッガー氏勘定口座に関しては貸借ともがヤコブ・フッガー氏勘定となる仕訳をそれぞれ行つて、別に新設した現金勘定口座とヤコブ・フッガー氏勘定口座に移記されている。ただそのさい、転記原則からの逸脱がみられる。すなわち現金勘定口座に関する仕訳の借方は新設した現金勘定口座に転記されているだけであるが、貸方はそれまで記帳してきた現金勘定口座と新設した現金勘定口座の二カ所に転記されている。ヤコブ・フッガー氏勘定口座に関する仕訳からは、借方が新旧二つのヤコブ・フッガー氏勘定口座にそれぞれ転記されている。貸方は、新設したヤコブ・フッガー氏勘定口座にだけ転記されている。この転記原則からの逸脱は、すべての勘定口座を貸借平均させようとしたものの、残高勘定のような他の勘定口座の残高を集合する勘定口座を用いなかつたためであろう。もしこの場合、転記原則にあくまでも固執して、そのつど勘定口座を新設していったとすると、処理はエンドレスとなつて勘定口座の締切りを終えることはできなかったであろう。

この最後に新設した現金勘定口座とヤコブ・フッガー氏勘定口座の各記入額が同額となっていることは、仕訳帳にはじまる記帳全体が貸借バランスしていることを示すものであるから、二つの新勘定口座は検算の役をはたしていることになる。ただ第一例示では、さらに別の検算をも行っている。

第7章で取り上げた計算書について、シュバルツ自身は「債務帳をもとに作成した」と述べている。しかしそれにもかかわらず、われわれは仕訳を債務帳の勘

定口座へ転記するのと平行して作成されたものと考えた。それは、計算書の記載の中に、債務帳にはなく仕訳帳にしか書かれていない事項が含まれているからである。計算書を作成する目的は、これまた検算のためと考えた。第一例示でなされているもう一つの検算が、これである。

計算書は積極側（借方）と消極側（貸方）に分かれており、それらが同一見開きの左右の頁に設けられ、同じ丁数が付されている。

この計算書への記入は、二つに分けて考えるのが適當のように思う。一つは期中になされている記入で、他の一つは期末になされている記入である。期中には、仕訳でヤコブ・フッガー氏勘定およびフッガー家他支店の勘定をもって記入された金額が、それが借方であれば計算書の積極側にまたそれが貸方であれば計算書の消極側に、仕訳日付で記入されている。そして期末には、現金、商品および第三者すなわち期中に記入されなかった勘定科目の各勘定残高を、それが勘定口座で生じたのと同じ計算書の側に記入している。この結果として、計算書の最終合計額は貸借で一致している。ただ最終合計額と言っても、それは仕訳金額すべての合計額ではない。期中の記入によって見開きの一方が書ききれなくなった場合に、貸借各記入額の差を求めてそれを少ない側に加えて貸借の合計額を一致させ、その同じ差額を次の見開きの貸借逆の最上部に繰越すという処理を行い、期末の現金勘定等の記入は残高をもって行っているからである。

この計算書は、上記のような次の見開きへの繰越処理と期末の記入を行っているとはいえ、ヤコブ・フッガー氏勘定またはフッガー家他支店勘定の場合は仕訳金額そのままを、現金、商品および第三者の各勘定の場合はそれぞれの勘定残高を、仕訳または勘定残高が生じたのと貸借同じ側に集計したものと同種である。いわばヤコブ・フッガー氏またはフッガー家他支店勘定の場合は合計試算表を作成する考え方をもって、現金、商品および第三者の各勘定の場合は残高試算表を作成する考え方をもって集計したものと、同種である。われわれがこの計算書の一つの検算表と考えたのは、このためである。

したがって第一例示では、この計算書における検算と、債務帳の最後でなされている現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定の記入額を比べるかたちでの検算の、二つの検算がなされているのである。現在なされている検算方法、すなわちまず仕訳帳の貸借記入額の一致を確かめ、さらにその額と合計試算表の合計額の一致を確かめる方法とは異なるが、第一例示でも二重の検算が行われているわけである。仕訳帳において合計額を正しく求めるのが容易でなく、また求めても意味がなかったことを考えると、二重に検算するやり方としては、これも一つの方法であったのである。

第一例示の記帳関係は、（第1図）（19頁）のとおりである。

（4） 第8章—第12章

これらの章では、第二例示を検討した。

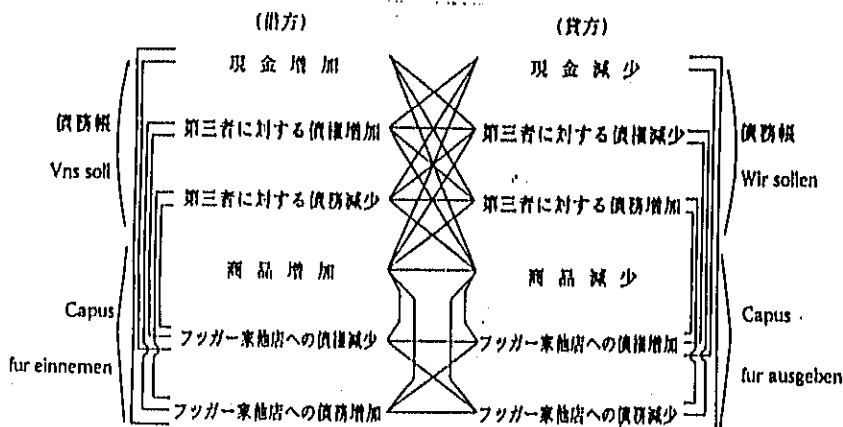
第二例示は、シュバルツがイタリア式（Welschen）と呼んでいる第一例示とは、

記帳法が大きく異なっている。ただ第二例示で処理されている取引は、第一例示の取引に続いて行われた事象である。第8章では、まずこの第一例示と第二例示との取引の関連を明らかにし、ついで仕訳原則の抽出を行った。

第二例示は、ヴェニス支店で1516年10月1日から同年12月31日までの間に行われた61の取引を処理したものであるが、10月1日に第一例示の9月30日の勘定残高を引き継ぐことから始まっている。ただし、第一例示の9月30日の勘定残高すべてが引き継がれているわけではない。引き継がれているのは現金、商品、第三者それとヤコブ・フッガー氏勘定の各勘定残高だけである。フッガー家他支店の9月30日の勘定残高は、一切引き継がれてはいない。ただこれはフッガー家の処理の仕方のためで、記帳法自体の問題ではない。同家では決算のつど、支店相互の債権と債務を本店において相殺していたのである。また10月1日に引き継がれている勘定残高も、第一例示の9月30日の最終の残高ではない。引き継がれているのは、9月30日にヤコブ・フッガー氏勘定へ振り替える前の、現金、商品、第三者およびヤコブ・フッガー氏勘定の各勘定残高である。シュバルツは9月30日に存在したものを結果的に引き継ぐことをもって、手続きが連続していると考えているようであるが、処理手続としてみると、第一例示と第二例示は完全には連続してはいないのである。

第二例示の仕訳も、二つの要素別に不完全な文章で書かれた主要部分にはじまり、それにつづけて小書きおよび金額が書かれている。そのさい主要部分では、借方の場合は Vns soll または fur einnemen で、貸方の場合は Wir sollen または fur ausgeben ではじまっている。このように貸借の一方を指示するものとしてそれぞれ二つの書き方をしているのは、仕訳から転記される勘定口座が債務帳とCapusの二つの帳簿に設けられているためで、転記のさいの混乱を避けようとしたためと考えられる。Vns soll と Wir sollen は債務帳に設けられた勘定口座に、fur einnemen と fur ausgeben は Capus に設けられた勘定口座に、それぞれ転記することを指示している。勘定口座を債務帳と Capus の二つの帳簿に分けて設けることは、16世紀中葉のドイツで広く行われていたやり方であるが、なぜそのような処理を行ったかについては、これからの研究課題としたい。

第二例示での仕訳原則は、次の通りである。



(注) ローマ支店はフッガー家の他店ではあるが、本図では第三者として取扱われている。

二つの要素に分けて処理した場合に、その双方が貸借の一方だけとなる場合のあるのが、第二例示の仕訳原則の特徴である。したがってここでの仕訳をたとえ「複式仕訳」というとしても、その場合の「複式」とは貸借二つの要素に分けて記入するという意味ではなく、単に二つの要素に分けて記入するという意味にすぎない。本店と他支店に対する債権・債務の増減を第一例示とは貸借逆、すなわちそれらに対する債務の増加を借方にそれらに対する債権の増加を貸方に仕訳しているわけであるが、これは本店に対する債務の増加を借方に示し、その把握をやすくせんとしたためなのであろう。他支店の場合、この本店についての処理に合わせたためと考えられる。本店および他支店勘定と同じく Capus に開設されているながら、商品勘定の場合だけ第一例示と同じ貸借をもって処理したのは、貸借を区別する語句として *fur einnemen* と *fur ausgeben* を用いたためなのであろう。商品の処理においてまで第一例示と貸借逆の処理をすることとすれば、商品を引き渡したときに *einnehmen* (受け入れ) という語を、商品を受け入れたときに *ausgeben* (引き渡し) という語を用いることとなって、混乱が生じたであろう。

第二例示の仕訳原則の抽出にあたっては、勘定口座の記入と仕訳の小書きを比べる方法を用いた。それは10月1日に第一例示から引き継いだ勘定残高の内容が明らかなのであるから、第一例示で用いた方法を用いるまでもないと判断したからである。

第9章では、仕訳の書き方を検討した。

仕訳は主要部分、小書き、金額(ときに重量のみ)の順に書かれている。主要部分では仕訳の二つの要素が別々に書かれているが、そのうちまず書かれているのは Capus に設けられた勘定口座へ転記する要素からである。二つの要素の金額を共に Capus の勘定口座へ転記するような取引は含まれていないが、二つの要素とも債務帳の勘定口座へ転記する場合は、借方部分から書かれている。

二つの要素についての書き方は、Capus の勘定口座へ転記するか債務帳の勘定口座へ転記するのによって違っている。Capus の勘定口座へ転記する場合は、日付につづいて *fur einnemen* または *fur ausgeben* と書き、つぎに *per* (・・・について) を付して勘定科目そして金額が書かれている。ここでは、完全な文章から主語 (*wir* われわれは) と動詞を省略した書き方がなされているのである。債務帳の勘定口座へ転記する場合は、第一例示と同じである。Capus の勘定口座へ転記するのかわり債務帳の勘定口座へ転記するのに関係なく、未だ文法をふまえた書き方がなされているが、Capus へ転記する場合は主語までを省いているため、より省略がすすんでいることになる。第二例示の仕訳においても、二つの要素の勘定科目数は共に一つずつである。

第二例示の仕訳は59の Paragraph をもって、多くは1 Paragraph に一取引の仕訳が書かれている。しかしそれには二つの例外がある。10月18日と11月10日の3番目の Paragraph の場合がそれで、それらではわれわれであれば二つの取引として二つの Paragraph に分けて仕訳するであろうことを、一つの Paragraph に書いている。これら二つの例外は、そこに含まれている取引の一つがフッ

ガー家内部での商品の移動であって、第二例示の記帳法では結局金額を書かないことになり、転記時に混乱の生ずるおそれがなかったためであろうと判断した。

仕訳は、第一例示と同様に、一連の取引が終了した時点で結果だけを示すかたちで行われている。また実務では取引発生のおとど仕訳してそのおとど転記するのが原則であったのではあろうが、執筆にあたっては一定期間の取引をまとめてまず仕訳し、ついでそれらを一時に転記したのではないかと考えられる部分がある。

第10章では、ときに奇妙とも思える処理のなされている商品取引の場合を検討した。第二例示でも、銀および銅はフッガー家の他店からのみ受け入れている。そのようなフッガー家内部の他店から商品を受け入れた場合とフッガー家内部の他店へその商品を発送した場合は、仕訳に金額を示していない。重量と個数だけを記入している。この点については、例えそのような場合に金額を書かなかったとしても、フッガー家として最初に第三者から商品を受け入れた店がその取得価額を、第三者へそれを販売した店がその販売価額を記入しておけば、フッガー家全体としてもまた個々の店でも記帳はバランスし、かつおおまかでも各店の商品有高の把握が可能であったためと考えた。第二例示においても現在いうところの総記法と同じ処理法が用いられている。しかし、損益の計算は行われていない。第二例示においても、本店との債権・債務の関係を記帳することが、その目的とされているのである。

第11章では、勘定口座について検討した。

勘定口座は見開きの左右の頁に、貸借が対照するかたちで設けられているが、現金、ローマ支店、第三者の勘定口座は債務帳に、商品、ヤコブ・フッガー氏、ローマ支店を除く他の支店の勘定口座は Capus に開設されている。ここで債務帳にローマ支店勘定を設けているのは、誤りであったと思われる。12月31日に、その勘定残高を Capus にローマ支店勘定を新設して貸借逆に移記しているからである。商品を除く各勘定口座では、左から日付、摘要、転記された仕訳がなされている仕訳帳の丁数、その仕訳のもう一方が転記されている勘定口座の丁数（ただし Capus の場合はなく、債務帳の場合でももう一方が Capus の勘定口座へ転記されている場合は棒線を引いている）、金額の順に書かれている。商品の勘定口座では、日付の前にさらに、重量と個数が書かれている。商品のフッガー家内部の移動で仕訳に金額を書かない場合は、商品勘定口座の金額を書くべき位置には短い棒線を引いているが、相手方の勘定口座には何の記入も行っていない。商品およびヤコブ・フッガー氏勘定の場合は、左余白に都市名等が書かれているが、それらは取引の内容を示す見出しであると判断した。

第12章では、勘定口座の締切りについて検討した。

勘定口座の締切りは債務帳のそれらからはじめられているが、債務帳で12月31日に残高を有したのは、現金とローマ支店の二つの勘定口座（ともに借方）だけであった。そのうち現金勘定口座の残高は、仕訳を行ってヤコブ・フッガー氏勘定口座へ振替えてその残高と相殺し、もう一つのローマ支店勘定口座の残高は、仕訳を行って Capus に新設したローマ支店勘定口座の債務帳とは貸借逆の側（貸方）に移記している。

その後、Capus の各勘定口座には何の記入も行わないまま各勘定口座の貸借別の合計額を求め、それらの合計額を借方は Summa einnemen と名付けられた表に、貸方は Summa ausgeben と名付けられた表に集計している。そのさい商品勘定口座の記入額だけは、その貸借を逆に集計している。したがってこの二つの表は、第一例示とは貸借逆に処理されているものはそのままに、また貸借が第一例示と同じように処理されているものは逆にして集計したもので、すべての仕訳がはじめから貸借二つの側に分けて処理されていたかのようなおとして、集計されているのである。この二つの集計表での貸借が第一例示のそれと逆になっているのは、はじめから貸借に分けて処理しておれば貸借の合計が当然一致すべきことを知っており、それが本当に一致するか否かを確認するために、貸借を逆にすることが少なくすむ勘定口座に手を加えたためであろう。このことからわれわれは、これら二つの集計表をここまでの記帳を検算するためのものと考えた。

第二例示の記帳関係図は、(第2図)(20頁)のとおりである。

(5) 第13章—第15章

これらの章では、第三例示を検討した。

第三例示には仕訳帳がない。それは第三例示が、取引を仕訳して勘定口座へ転記し、さらにその後帳簿を締切るといった内容のものではなく、第一例示および第二例示ですでに処理された事柄をもとにした、主要簿と名付けられた帳簿での集計処理だからである。主要簿には、ヴェニス支店勘定以下全部で22の勘定口座が開設されている。そしてそれらの勘定口座は、それぞれが上部の No.1 とそれにつづく No.2 の二つの部分に分かれている。そのうち No.1 は第一例示の計算書をもとに記入がなされており、No.2 は第二例示の Capus をもとに記入がなされている。したがって第三例示は、第一例示と第二例示を総括したものとなっているわけである。

第13章で取り上げたのは、主要簿の No.1 の部分である。

22の勘定口座は、記帳の関係から、ヴェニス支店勘定口座とそれ以外の勘定口座に分けることができる。ヴェニス支店勘定口座以外の勘定口座にまず記入された金額が、ヴェニス支店勘定口座の貸借逆の側に集計されているのである。

第一例示では、フッガー家の他店に対する債権の発生および債務の消滅は借方に仕訳されている。それらはそのつど債務帳の勘定口座の借方と計算書の積極側に記載されるわけであるが、そのうちの計算書の記載額が主要簿の仕訳と同じ勘定科目の勘定口座の借方に合計額をもって記入されたうえで、さらにヴェニス支店勘定口座の貸方に記入されているわけである。フッガー家他店に対する債権の消滅および債務の発生については、債権の発生および債務の消滅と貸借逆ではあるが、同じ手順で処理されている。フッガー家他店以外の勘定科目をもって仕訳されたものについては、このような一旦主要簿のある勘定口座に集計された上でヴェニス支店勘定口座の貸借逆に記入するという処理はなされていない。

ただフッガー家他店勘定をもって仕訳されている場合でも、仕訳で勘定科目が

ヤコブ・フッガー氏、ボッツェン支店、ハル支店およびローマ支店である場合には、仕訳帳から主要簿までが、上記のような一貫性のある処理のなされていないこともある。一貫性のない処理がなされている場合は、つぎのような三つの場合に分けられる。

- 1 仕訳の勘定科目とその貸借に従って債務帳の各勘定口座の同じ側に転記し、かつ計算書でも同じ側に記入して左余白にその勘定科目等が書かれているが、主要簿ではその勘定科目等を勘定科目とする勘定口座には記入されておらず、別の勘定口座に記入されている場合。
- 2 仕訳の勘定科目とその貸借に従って債務帳の各勘定口座の同じ側に転記しているが、計算書の記入では左余白にその勘定科目を付さず、そこには別の文言だけが書かれており、主要簿ではその別の文言を勘定科目とする勘定口座に記入されている場合。
- 3 仕訳の勘定科目とその貸借に従って債務帳の各勘定口座の同じ側に転記し、かつ計算書の記入でも左余白にその勘定科目等が書かれているが、主要簿のどの勘定口座にも記入されていない場合。

このような必ずしも一貫性があるとはいえない記入を行ったあと、ヴェニス支店勘定口座の末尾には、債務帳のフッガー家他店以外の諸勘定口座の残高が貸借逆の側に記入されている。したがってヴェニス支店勘定 No.1 には、仕訳とは貸借逆ながらフッガー家他店勘定で仕訳された金額の合計とフッガー家他店勘定以外の勘定で仕訳された金額の残高が集計されていることになり、貸借の合計は当然一致している。このことからわれわれは、ヴェニス支店勘定の No.1 は第一例示の記入をあらためて検算しようとしているものと考えた。ここでは、第一例示全体を債務帳とは別の勘定科目をもってまとめようとしていることがうかがえるが、たとえそうだとしてもその目的は十分には達成されていないように思う。

第14章では、主要簿の No.2 を取り上げた。

No.2 は、ヴェニス支店勘定口座の No.2 に同勘定口座の No.1 の末尾に記載したフッガー家他店以外の勘定口座残高を、合計額をもって貸借逆に引き継ぐことから始まっている。その後の記入は、第二例示の Capus をもとになされているが、そのさい Capus の記入と主要簿のヴェニス支店以外の勘定口座の記入では貸借が逆になっている。この点を除くと、手順は No.1 の場合と同じである。ここで Capus と主要簿で貸借を逆に行っているのは、そのことによって No.1 と No.2 の貸借関係を第一例示のそれに統一し、主要簿全体として第一例示と第二例示全般について意味のある何らかの集計をしようとしているためと考えた。その集計の目的については、第15章において取り上げた。

ヴェニス支店勘定口座の No.2 の借方末尾には銀と銅の金額が記入されているが、そのことによって同勘定口座の貸借の合計額が一致している。しかし、第二例示では銀および銅を他支店からのみ受け入れ、そのような場合とそれらを他店へ発送した場合は仕訳に金額を書いていない。したがってそのような仕訳からの Capus の勘定口座への転記においても、金額は書かれていない。このようにそれまでどこにも記入されていなかった金額が、ここで突然記入されているわけである

が、われわれはこの銀と銅の金額をヴェニス支店勘定口座 No.2 の金額を貸借一致させるためのものと考えた。ただしそれらの金額がどのようにして求められたものであるかについては、判断できなかった。

ともかくヴェニス支店勘定口座 No.2 も合計額が貸借一致していることから、これまた検算を目的としたものと考えた。第三例示は、すでに第一例示および第二例示において個別に検算されていることについて、あらためて全体として検算しているのであろう。

第15章では、第三例示の主要簿をもとに作成された総括表を検討した。

総括表に記載されている金額の多くは、主要簿でヴェニス支店以外の各勘定口座の No.1 と No.2 に記載されている金額の合計額である。ヴェニス支店以外の勘定口座それぞれについて、貸借同じ側を集計したものである。しかし一部の金額は、主要簿からは求めることができない。それとは逆に、主要簿に記載されていないながら、総括表には記載されていない金額がある。もともと主要簿の記載自体が、前述のごとくフッガー家他店との取引内容によって整然と区分処理されているわけではなく、主要簿の記載額を総括表に含めるか否かについても明確な基準があるようには思えない。これらのことから、総括表はフッガー家他店との取引額を集計して本店での全体の計算に役立てようとしたもののように考えられるが、その目的は必ずしも十分には達成できていないように思える。

総括表が本店でフッガー家全体の計算を行うための資料であったとすると、本来は決算のつど、すなわち第一例示終了後に主要簿の No.1 を作成して、それをもとに9月30日までの総括表を、第二例示終了後に主要簿の No.2 を作成して、それをもとに12月31日までの総括表を作成すべきであったであろう。それをここでは No.1 と No.2 をまとめて一つの総括表として作成しているわけであるが、それはその作成手続を示すことを目的としたためなのであろう。実務の手順そのままではないように思う。

第三例示の記帳関係図は、(第3図) (21頁) のとおりである。

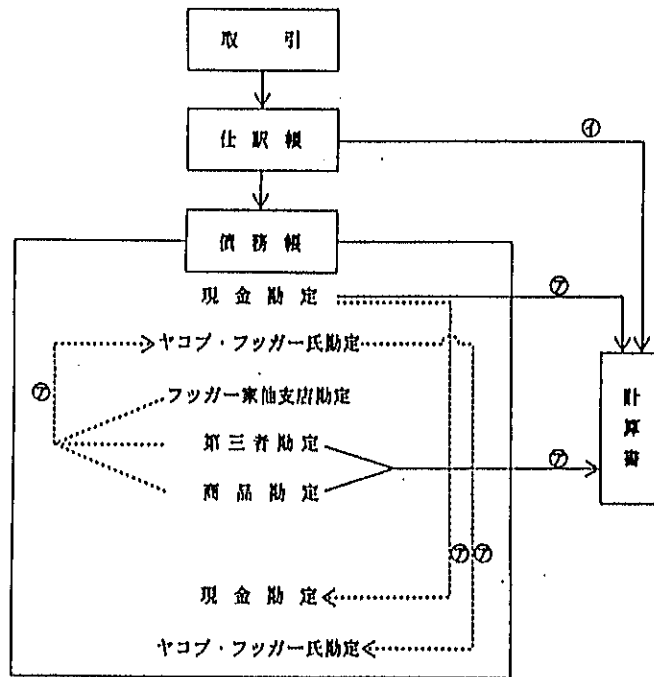
(6) おわりに

ここでは、シュバルツ簿記書を検討するうちにいつの頃からか気になりはじめた一つの疑問、すなわちシュバルツはこの簿記書を十分な下書きをしたうえで書いたのか、それとも下書きをしないで書いたのかという疑問についての、現時点での考えを述べてみた。

この簿記書には、説明文と記帳例示との間での記述の不整合、勘定科目等でのスペルの不統一、転記時の誤記および計算書等での計算違いがいくつもみられる。決して少ない数ではない。第三例示には、いくつかの理解できない点がある。それらは、下書きを行い十分推敲すれば避けることができたであろう。このことからわれわれは、この簿記書は短い期間の間に、書き進むときはそれまでを一応読み返へすだけで、下書きをせずに書かれたものと考えた。記帳例示の部分は、実務での処理順とは違う、執筆に都合の良い順に書かれているように思える。

(第1図)

第一例示記帳関係図

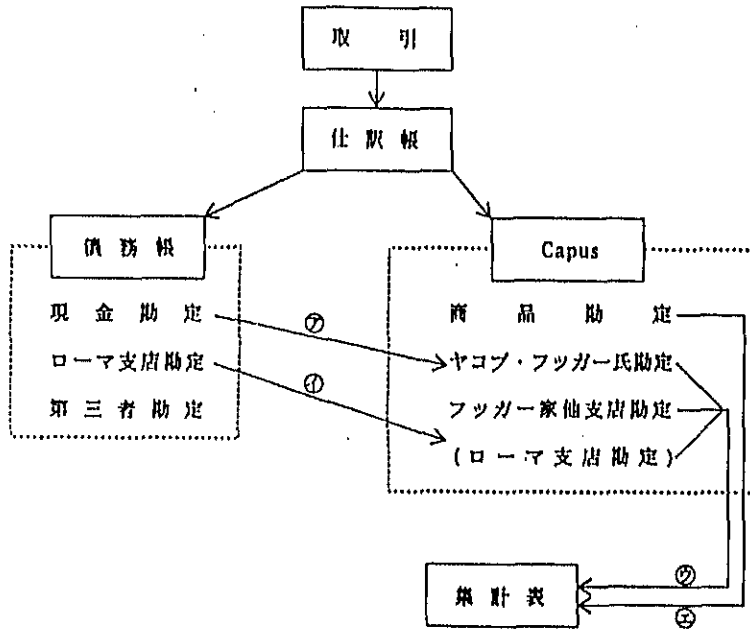


(注)

- ①仕訳原則については、本巻75-76頁参照。
- 仕訳帳から債務帳への転記は、仕訳と同じ側に、仕訳のつど行う。
- 債務帳中の点線は、期末の振替を示す。
- 債務帳から計算書への実線は、仕訳を行わずに期末に移記。
- ②は、9月30日の勘定残高の振替え。
- ③は、仕訳のつど記入（勘定科目がヤコブ・フッガー氏及び他支店の場合のみ）。

(第2図)

第二例示記帳関係図



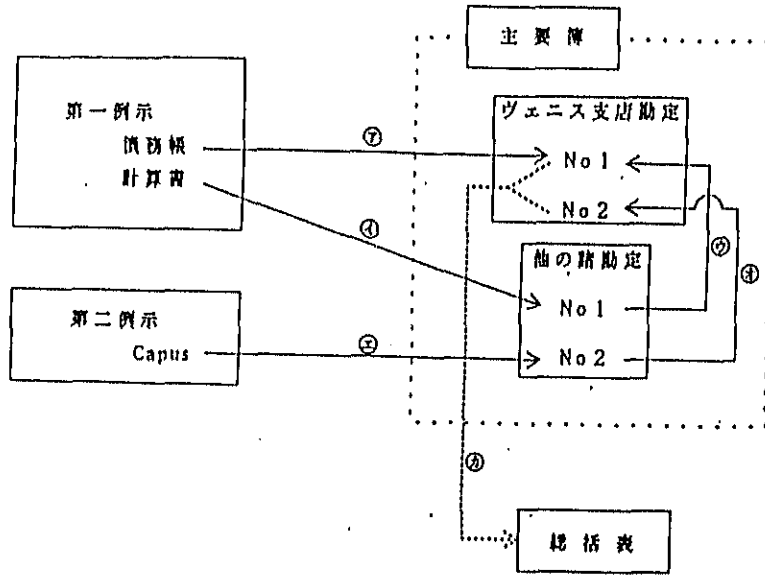
(注)

~~仕訳原則については、185頁(第2図)参照。~~

- ・仕訳帳から債務帳およびCapusへの転記は、仕訳と同じ側に、仕訳のつど、
- ・①は、勘定残高相殺(12/31)
- ・②は、勘定残高振替(12/31)
- ・③は、貸借同じ側(12/31)
- ・④は、貸借逆の側(12/31)

(第3図)

第三例示記帳関係図



(注)

- ⑦は、フッガー家他店勘定を除く各勘定残高を、貸借逆に (9/30)
- ④は、勘定別、貸借別に (主として9/30)
- ②は、貸借逆に (9/30)
- ②は、勘定別、貸借別に (貸借逆に、主として12/31)
- ④は、貸借逆に (12/31)
- ②は、勘定別、貸借逆に (12/31)